平成２４年（フ）第１５２号
静岡市葵区羽鳥５丁目15番13号
債務者　望月有香保
1　決定年月日時　平成24年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月５日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１７１号
静岡市駿河区池田527番地の１　ロアール池田206号、旧住所静岡市駿河区小鹿３丁目12番10号　ブルーメ小鹿201号
債務者　鈴木　敏夫
1　決定年月日時　平成24年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月５日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３６２号
大阪府枚方市出口６丁目１番31号
債務者　竹野　克樹
1　決定年月日時　平成24年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８９号
埼玉県飯能市八幡町５番４－４Ｃ号
債務者　時田　洋一
1　決定年月日時　平成24年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月７日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第６号
長崎県佐世保市小佐々町楠泊1519番地２、旧住所長崎県佐世保市小佐々町黒石３番地44
債務者　冨岡晋太郎
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月８日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１６号
長崎県佐世保市天神４丁目2457番地５
債務者　池田　道子
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月８日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第２５号
長崎県佐世保市庵浦町1048番地、旧住所福岡県福岡市中央区平尾１丁目８番22―505号
債務者　大谷　由佳
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月８日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第３３号
長崎県佐世保市広田４丁目10番３―406号、旧住所長崎県佐世保市権常寺町721番地１
債務者　前川　栄華
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月８日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第４１号
長崎県佐世保市瀬戸越３丁目1663番地10、旧住所長崎県大村市水主町２丁目1003番地３
債務者　南　　暢子（旧姓福島）
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月８日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１６５号
東京都日野市日野台２丁目12番地の３第２寿荘103
債務者　伊藤スミヱ
1　決定年月日時　平成24年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月13日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第６６号
北海道足寄郡足寄町栄町２丁目49番地
債務者　石尾　晴美
1　決定年月日時　平成24年４月４日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第６９号
北海道河西郡芽室町西４条２丁目１　西園町団地（イ）242号室、住民票上の住所北海道河西郡芽室町西１条１丁目５番地
債務者　谷口　浩紀
1　決定年月日時　平成24年４月４日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

免責許可決定

平成２３年（フ）第１４７１号
千葉市稲毛区千草台１丁目１番６棟402号
破産者　吉田　恭子（旧姓泉・鈴木）
1　決定年月日　平成24年３月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８４２号
埼玉県川越市神明町40番地18
破産者　山本　　豊
1　決定年月日　平成24年４月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１５９７号
千葉市中央区院内１丁目11番９号
破産者　中田千賀子
1　決定年月日　平成24年４月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第７号
北海道新冠郡新冠町字北星町22番地の５若葉団地６号室
破産者　坂本かおり（旧姓佐藤）
1　決定年月日　平成24年４月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２４年（フ）第８号
北海道新冠郡新冠町字北星町22番地の５若葉団地６号室
破産者　佐藤　春佳
1　決定年月日　平成24年４月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２３年（フ）第５９８号
仙台市青葉区木町通２丁目１番33―803号
破産者　宇田川琴絵（旧姓山本）
1　決定年月日　平成24年４月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１０７４号
仙台市太白区中田１丁目１番20―305号
破産者　和田　　司
1　決定年月日　平成24年４月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係